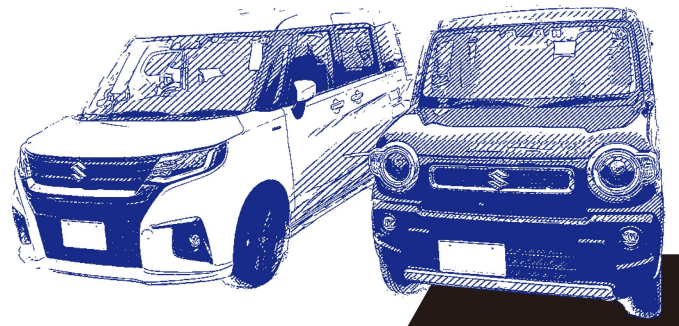


スズキグループ社員・退職者の皆様へ

団体扱自動車保険

スズキグループ専用「団体扱割引」適用!



団体扱自動車保険のPOINT

①保険料は給与天引
または口座振替

現金を準備する必要はありません。

②ご家族の保険も
ご契約いただけます

配偶者、同居の親族、別居の扶養親族の自動車もご加入いただけます。(他社のお車もOK)

③退職者も
割引適用可能です

6か月以上勤務された方が対象です。(払込方法は口座振替となります)

④事故対応も安心!

万が一の事故も24時間365日のサポート! 大手保険会社で安心です。

約33.5% OFF!

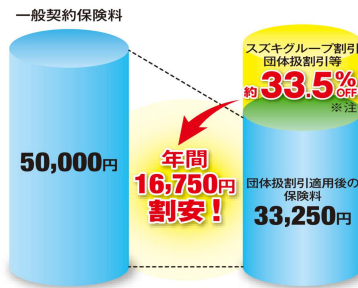
一般契約保険料(概算) → 「団体扱割引等」適用後の保険料
50,000円 → 33,250円
年間**16,750割安!!**

※実際の保険料は、保険商品、ご契約の条件により異なります。

※注:表示の約33.5%割引は団体扱割引率30.0%に一般分割増分約5%の免除(または団体扱一時払による割引分5%)を乗算したものです。団体扱割引率30%は2023年9月1日から2024年8月31日までの始期日に適用されます。団体扱割引率は当該団体における損害率と契約台数で毎年見直し変動することがあります。一時払の場合:1-[(1-団体扱割引率30%)×(1-団体扱一時払割引分5%)]
分割払の場合:1-[(1-団体扱割引率30%)×(1-一般契約分割増分約5%)]

ノンフリート等級による割引
(無事故による割増引)
20等級の場合 **最大63%OFF**
(一部共済は除きます)

さらに
スズキグループ割引(団体扱割引等)
約33.5%OFF



満期の更新 電話募集・インターネット

●インターネット

スズキビジネスで検索!

<https://www.suzuki-business.co.jp/hoken>

Clickar

損保ジャパンにご加入の方は

e-ZONE

東京海上日動にご加入の方は

ご都合の良い時間にパソコン、スマホでお手続きできます。

※一部お手続きのできない契約もございます。



スズキグループの皆様へ

●コールセンター

TEL.080-3634-9346 [受付時間:平日 9:00~18:00]

取扱
代理店

株式会社スズキビジネス 保険事業部

〒431-0201 浜松市中央区篠原町21339(しのはらプラザ3F)

TEL.053-447-1718 FAX.053-448-5417

引受保険
会社



東京海上日動火災保険株式会社

静岡自動車営業部 スズキ室
静岡県浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー10階
TEL.053-454-8946
2023年8月作成 承認番号:23TX-001334



損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第三部 スズキ室
静岡県浜松市中央区旭町12-1 遠鉄百貨店新館 事務所フロア11F
TEL.053-456-4932
承認日:2023年8月15日 承認番号:SJ23-06136

団体扱
自動車保険

新規契約・切替 スズキ団体見積りサービス

現在ご契約中の自動車保険の保険料を見直しませんか?

- 8項目の簡単な情報登録でご利用いただけます。
- 1週間程でお見積りをご案内します。
- お見積りにあたり、**保険証券・車検証**をご用意ください。同居のご家族のお車もご契約できます。

ご利用
手順

- ①右の二次元バーコードを携帯電話・スマートフォン等で読み取ってください。
- ②スズキ団体扱自動車見積りサービスサイトで8項目入力。
- ③保険証券・車検証の写真をアップロード。
- ④送信日から一週間程度でお見積りをご郵送いたします。



二次元
バーコード

※ご登録いただいた情報をもとに、所属団体へ本人確認を行わせていただく場合がございます。

無料 相談承り中!!

土、日もゆっくり ご相談できます

★保険相談コーナー篠原
(土、日営業)

☎053-447-1718
浜松市中央区篠原町21339(しのはらプラザ3F)

●営業時間
平日 8:45~18:30 土・日 9:45~18:30

★保険相談コーナー都田
(土曜営業)

☎053-488-5700
浜松市浜名区大原町437-22(プラザ都田セルフSS内)

●営業時間 10:00~18:00(水曜・日曜定休)



スズキビジネス本社
保険相談コーナー篠原



保険相談コーナー都田
プラザ都田セルフSS内

このチラシは、自動車保険(団体扱)の概要をご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●団体扱の対象となる方/ご契約者は、スズキ株式会社またはその系列会社の従業員の方(その団体から毎月給与の支払を受けている方)、および退職者にかぎりませんが、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者の他、ご契約者の配偶者、ご契約者または配偶者の同居のご親族の方、別居の扶養親族の方とすることができます。対象となる系列会社については取扱代理店までお問い合わせください。1. 保険契約者が団体の構成員でなくなった場合や「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足により、団体扱特約が失効した場合は残りの保険料を一括してお支払いいただくことになります。団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。2. 本保険の対象となる社員・退職者の範囲には制限があります。詳細は取扱代理店までお問合せください。